

平成25年度補正予算

ものづくり小規模事業者等人材育成事業

【第2回講習の指定に係る公募要領】

募集期間：平成26年5月16日（金）～6月16日（月）
※6月16日（月）必着

応募方法：郵送・宅配

【申請書提出先・問い合わせ先】

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-17-1 虎の門5森ビル5階
一般財団法人製造科学技術センター
ものづくり人材育成事業部（事務局）
電話番号：03-3500-4891
F A X：03-3500-4895

◇応募は、郵送又は宅配により行なってください。

◇問い合わせの対応時間は、9:30～12:00、13:00～17:30（土日祝日除く）となります。

◇本公募要領及び申請等に係る様式は、中小企業庁のホームページまたは一般財団法人製造科学技術センターからダウンロードできます。

（中小企業庁）<http://www.chusho.meti.go.jp/>

（一般財団法人製造科学技術センター）<http://www.mstc.or.jp/>

注：提出書類に不備等ございますと受理できない場合がございますのでご注意ください。

平成26年5月

中小企業庁
一般財団法人製造科学技術センター

【 目 次 】

1	事業の目的	1 頁
2	募集内容	1 頁
3	応募	3 頁
4	技術継承支援者の審査	4 頁
5	その他留意事項	5 頁

Ⅱ 申請書等の様式

- 様式 1 平成 25 年度補正予算「ものづくり小規模事業者等人材育成事業」講習等の指定に係る申請書
- 別紙 1 講習等実施計画書
- 添付資料 直近の決算書

1 事業の目的

国が、ものづくり小規模事業者等の製造現場において中核として働く人材（以下「中核人材^{※1}」という。）に、国の指定するものづくりに関する講習を受講する際の経費の一部を補助することにより、技術・技能の継承に必要な知識・能力の向上、習得を図り、もって、当該ものづくり小規模事業者等^{※2}における技術・技能の継承の促進を支援します。

※1 中核人材とは、製造現場において概ね5年以上の経験を有する者で、現在又は近い将来において社内で人材の育成に従事する者を言います。

※2 ものづくり小規模事業者等とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する「製造業（資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人）」を指します。

企業組合、技術研究組合、協業組合、協同組合、商工組合、有限責任事業組合（LLP）、NPO法人、公益・一般財団法人、公益一般・社団法人、学校法人、宗教法人、医療法人、任意のグループは対象になりません（基本、ものづくりを行う中小企業が対象となります）。

ゴム製品製造業（一部を除く）については「資本金3億円以下又は従業員900人以下の会社及び個人」を指します。

次のいずれかに該当する者は「みなし大企業」として、本事業の補助対象外とします。

- ・ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業（※1）が所有している小規模事業者
- ・ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している小規模事業者
- ・ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている小規模事業者

ここでいう大企業とは、中小企業基本法に規定する中小企業者以外の者です。ただし、以下の者は大企業として取り扱いません。

- ・ 中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・ 投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

2 募集内容

中小企業庁は、ものづくり小規模事業者等の技術・技能の継承を支援する講

習（以下「指定講習」という。）を公募し、外部有識者により構成される第三者委員会の審査により講習を指定することとします。講習の指定については、本年度限りにおいて有効なものとしします。

なお、後日、指定講習の受講を希望するものづくり小規模事業者等に対する公募を別途行い、補助対象となるものづくり小規模事業者等を決定します。

（１）指定講習の要件

技術継承支援機関が、優れた技術・技能を有する者を講師（「（３）講師の要件」参照）として実施する、製造業の小規模事業者等の中核人材を対象とした、次のいずれかに関する講習であって、**受講者を会員等に限定しないもの**。

また、形式については①予め定めたプログラムで行なう**公開型**、②受講希望者の要望に応じたプログラムを作成して行なう**オーダー型**の講習を対象とします。

ア 技術・技能の向上に関する講習

特定ものづくり基盤技術に関連のある分野（「５その他留意事項（１）特定ものづくり基盤技術」参照）であって、技術・技能を高めまたは広げることで、製造に係る複数の工程の作業を自ら考え、遂行することができる能力の向上に資する講習

イ 仕事を教える能力に関する講習

技術・技能を、ものづくり現場で働く若手の人材に教える能力の向上に資する講習

ウ 現場改善技術に関する講習

ものの設計から生産に至る工程を改善する技術の向上に資する講習

（２）技術継承支援機関の要件

ものづくりに関する講習を実施する機関であって、本事業を行うに当たり①**十分な講習の開催実績**、②**適切な実施体制を有し**、③**反社会勢力との関係性を有しないもの**。

（３）講師の要件

ものづくり小規模事業者等の中核人材を対象に、技術・技能の継承に取り組む意思及び能力を有し、次のいずれの要件も満たす者

なお、１つの講習を複数の講師が担当する場合、**全体の概ね８割以上の部分を本要件に該当する講師が担当するものであれば**、当該講習を本事業の対象として扱います。

ア ものづくり現場又はものづくり技術・技能の教育を行う機関等において、**豊富な実務経験（概ね２０年）を有する者**^{※３}

※3 ものづくり現場とものづくり技術・技能の教育を行う機関双方の経験がある場合は、これらの期間の合計が概ね20年であれば足りません。

また、第三者委員会において、技術・技能の継承に特に必要と認める場合には、実務経験が概ね20年に満たない場合でも要件を満たすものとして取扱うこととします（例えば、3D プリンターを用いた技術・技能の指導や新たな事業展開方法に関する講習等については、10年程度の実務経験を有する者を対象とします）。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員との関係を有しない者

(4) 事業期間（指定講習の実施期間）

平成26年7月1日（火）～平成27年2月24日（火）

※講習の指定に関する審査結果の公表は、6月末を予定しています。

3 応募

(1) 募集期間（第2回）

平成26年5月16日（金）～6月16日（月）必着

(2) 提出物

次の書類を一般財団法人製造科学技術センターに提出してください。

ア 平成25年度補正予算「ものづくり小規模事業者等人材育成事業」講習等の指定に係る申請書【様式1】

イ 講習等実施計画書【別紙1】

ウ 直近の決算書

(3) 提出部数

上記ア～ウの書類：1部（ホチキス止めなし）

ア～イの電子データを保存したもの：1部（USB、CDR等。保存形式はエクセル）

(4) 提出先

一般財団法人製造科学技術センター

ものづくり人材育成事業部

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-17-1 虎の門5森ビル5階

(5) 提出方法及び提出に当たっての注意事項

- 郵送又は宅配により行って下さい。
- 提出された応募書類等は、返還いたしません。
- 応募資格を満たさない者が提出した応募書類等は、無効とします。
- 虚偽の記載をした応募書類等は、無効とします。
- 応募書類等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- 提出された応募書類等は、一般財団法人製造科学技術センターにおいて、審査以外の目的に提出者に無断で使用しません。審査の結果、技術継承支援機関として選定された者が提出した申請書類等の内容は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）に基づき開示請求があった場合においては、不開示情報（個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等）を除いて開示される場合があります。
- 応募書類等において提出者以外の者の協力を得て事業を実施する旨の計画を行っている場合は、その履行を担保するため、協力の内容、態様等に応じ、提出者と協力者の間の共同事業実施協定書等の提出を求めることがあります。

(6) 応募に関する問い合わせ先

ア 受付先

一般財団法人製造科学技術センター
ものづくり人材育成事業部
TEL：03-3500-4891
FAX：03-3500-4895

イ 受付方法

電話、FAX、e-mail:meb@mstc.or.jp（様式自由）にて受け付けます。

4 指定講習の審査

(1) 審査項目

次の項目等を総合的に評価して審査を行います。

ア 技術継承支援機関の評価

- ① 技術継承支援機関の実施体制及び活動実績は、本事業を行うに当たって十分なものか。

イ 講習の評価

- ① 中核人材を対象としたものか。
- ② 講習の内容が本事業の趣旨に照らして適切か。
- ③ 予定される受講料等が内容と比べて適切か。

ウ 講師の評価

- ① ものづくり現場又はものづくり技術・技能の教育現場において、豊富な実務経験を有する者か。
- ② 中核人材等に対する指導経験を有する者か。

(2) 審査結果の通知及び公表

審査の結果は、文書により遅滞なく通知するとともに、指定された講習については、中小企業庁及び一般財団法人製造科学技術センターのホームページにて公表します。

5 その他留意事項

(1) 特定ものづくり基盤技術

我が国製造業の国際競争力の強化等に特に資する技術を経済産業大臣が指定します。

ア 情報処理技術

I T (Information Technology) (情報技術) を活用することで製品や製造プロセスの機能や制御を実現する情報処理技術

イ 精密加工技術

金属等の材料に対して機械加工・塑性加工等を施すことで精密な形状を生成する精密加工技術

ウ 製造環境技術

製造・在庫・流通等の現場の環境(温度、湿度、圧力、清浄度等)を制御・調整するものづくり環境調整技術

エ 接合・実装技術

相変化、化学変化、塑性・弾性変形等により多様な素材・部品を接合・実装することで、力学特性、電気特性、光学特性、熱伝達特性、耐環境特性等の機能を顕現する接合・実装技術

オ 立体造形技術

デザインの自由度が高い等、任意の立体形状を造形する技術(ただし、イの精密加工に係る技術に含まれるものを除く。)

カ 表面処理技術

バルク(単独組織の部素材)では持ち得ない高度な機能性を基材に付加するための機能性界面・被覆膜形成技術

キ 機械制御技術

力学的な動きを司る機構により動的特性を制御する動的機構技術

ク 新材料技術

部素材の生成等の際し、新たな原材料の開発、特性の異なる複数の原

材料の組合せ等により、強度、剛性、耐摩耗性、耐食性、軽量等の物理特性や耐熱性、電気特性、化学特性等の特性を向上する又は従来にない新しい機能を顕現する複合・新機能素材技術

ケ 材料製造プロセス技術

目的物である化学素材、金属・セラミックス素材、繊維素材及びそれらの複合素材の収量効率化や品質劣化回避による素材の品質向上、環境負荷・エネルギー消費の低減等のために、反応条件の制御、不要物の分解・除去、断熱等による熱効率の向上等を達成する材料製造プロセス制御技術

コ バイオ技術

微生物を含む多様な生物の持つ機能を解明・高度化することにより、医薬品、エネルギー、食品、化学品等の製造、それらの評価・解析等の効率化及び高性能化を実現するバイオ技術

サ 測定計測技術

適切な測定計測や信頼性の高い検査・評価等を実現するため、ニーズに応じたデータを取得する測定計測技術

(2) 講習実施計画書の書き方

全ての項目について記載してください。ただし、日程や会場（その他、オーダー型の場合は受講料等）について未確定な部分がある場合は、時期や開催都市等の大まかな記載でも可能とします。

(3) オーダー型講習の取扱

オーダー型講習の場合は、過去の実績等を基に、本事業で実施する講習の範囲、内容及び講師等を講習実施計画書に記載ください。

なお、オーダー型講習の場合、事業の実施に当たっては**受講希望者と調整の上、事業実施計画書**を作成し、別に行なわれる指定講習の受講に係る補助金の公募において提出する必要があります。

(4) 事業計画の変更等

指定された講習の内容を変更しようとする場合又は講習を廃止しようとする場合には、事前に中小企業庁の承認等の手続きが必要になります。変更が生じる場合は、事務局まで御連絡ください。

(5) 講習の開催

公開型講習の場合、受講者が定員の満たない場合で講習を開催しない場合は、事務局への届けが必要です。

なお、希望者が若干名でもいる場合は、日程を後ろ倒し応募期間を延

長することで受講者の増加に努めるなどにより、可能な限り講習の開催に努めてください。

(6) 指定講習の実施状況等に関する調査等への協力依頼

講習の指定を受けた技術継承支援機関に対して、事務局より指定講習の実施状況等に関するフォローアップ調査等を行いますので、ご協力下さい。

(7) 反社会勢力

反社会的勢力とは以下のいずれかに該当する者を言います。

1. 暴力団
2. 暴力団員
3. 暴力団準構成員
4. 暴力団関係企業
5. 総会屋等
6. 社会運動等標ぼうゴロ
7. 特殊知能暴力集団等
8. 前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者
 - イ 前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営を支配していると認められること。
 - ロ 前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営に実質的に関与していると認められること。
 - ハ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること。
 - ニ 前各号に掲げる者に資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること。
 - ホ その他前各号に掲げる者と役員または経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること。

(8) 補足説明等

この公募要領で定めるもののほか、補足の説明や解釈については、別途、ホームページに掲載します。